



## 内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



### 目 次

- P.2  
新しい公益信託制度の施行に当たっての談話
- P.3  
2026年4月から  
新しい「公益信託制度」が始まりました！
- P.4  
新規認定法人のご紹介
- P.6  
公益認定申請・法人運営相談等について

# 公益認定等委員会だより

## 新しい公益信託制度の施行に当たっての談話



内閣府公益認定等委員会委員長  
清水 新一郎

- この4月から、新しい公益信託制度が施行されました。  
約 100 年ぶりの制度改革により、担い手や信託財産・信託事務の範囲が拡大されるなど使い勝手が向上し、民間公益活動のための新たな可能性を持つツールとしてスタートします。
- 新しい公益信託制度は、「委託者の思い」を形にしていく上で、公益活動の内容や運営について案件ごとにオーダーメイドすることが可能な、柔軟性の高い仕組みとなっています。  
このような新制度の特徴を生かして様々な活用事例が生まれ、民間公益活動の一層の活性化につながっていくよう、
  - ・ 迅速・的確な審査等を通じた「柔軟・迅速な活動」の促進
  - ・ ガバナンス向上の取組の支援等を通じた「信頼・協力」の拡大
  - ・ 制度の普及、認知度向上などの「環境整備」に取り組んでまいります。
- 新しい公益信託制度の施行により、令和の公益制度改革は一つの節目を迎えましたが、改革の真価が問われるのはこれからです。
- 昨年4月に第7期の委員会が発足するに当たり、公益認定等委員会は、そのミッションを「民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進する」と再定義しました。  
公益法人制度と公益信託制度が民間公益活動の両輪として活用され、委員会のミッションの実現につながっていくよう、引き続き、積極的な情報発信や、法人や関係者との対話を通じた不断の改善に取り組んでまいります。

国民の皆様の御理解と御支援を賜れば幸いです。



# 2026年4月<sup>から</sup>

## 新しい「公益信託制度」が始まりました！

公益信託は、**契約・遺言**により委託者から受託者（担い手）に託された**財産**を用いて、受託者が「**委託者の思い**」に沿った**公益活動**を継続的に行う仕組みです。

今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動**のより身近な**ツール**となりました。



内閣府公益信託  
イメージキャラクター  
こうえきしんたくん

## 「あなたの思い」が社会を変えます

### POINT 1 担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO 法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

### POINT 2 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

### POINT 3 透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。



# 新規認定法人のご紹介

新たに認定を受けた公益法人の活動内容についてご紹介します。

## 公益財団法人Will for Japan(令和7年12月9日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

遺言により、相続財産を社会貢献活動を行う団体に寄付する「遺贈寄付」を推進し、その普及と適切な活用を支援することにより、寄付者の意思を尊重した社会貢献の実現と、思いやりと支え合いの精神が循環する持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

### 【主な事業(令和8年3月現在)】

- (1)遺贈寄付を含む遺言書の作成支援事業
  - (2)遺言書作成に係る費用の一部助成事業
  - (3)遺贈寄付に関する実態調査および研究の実施
  - (4)遺贈寄付に関する普及啓発および情報提供
  - (5)遺贈寄付に関する政策提言
  - (6)その他、この法人の目的を達成するために必要な公益に資する事業
- 前項の事業は日本国内において行う。

※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【法人HP】 <https://willfor.org/>



## 公益財団法人たけでん奨学財団(令和7年12月9日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

竹村創業者の経営理念である「人の為に人から始まる」、「人が原点 人が中心」を基本として、大学教育を支援するために奨学金支給事業を通して社会に貢献して参ります。日本の国籍を有し国内の大学に在籍する大学生で、成績優秀であるにもかかわらず経済的理由により就学困難な学生に向けて奨学金の給付事業を行い、高等教育の機会均等を図ることで、将来社会に貢献し得る有為な人材育成に寄与することを目的とします。

### 【主な事業(令和8年3月現在)】

#### ○ 奨学金給付事業

国内の大学に在籍する大学生2年生以上であること

- ・ 給付期間:1年間
- ・ 毎年度採用予定:32名程度



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【法人HP】 <https://www.takeden-shogakuzaidan.or.jp/>

# 公益財団法人NISSHA未来財団(令和8年1月21日認定)

## 【事業目的(定款内容)】

学生への経済的支援に関する事業を行い、もって広く社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的とする。

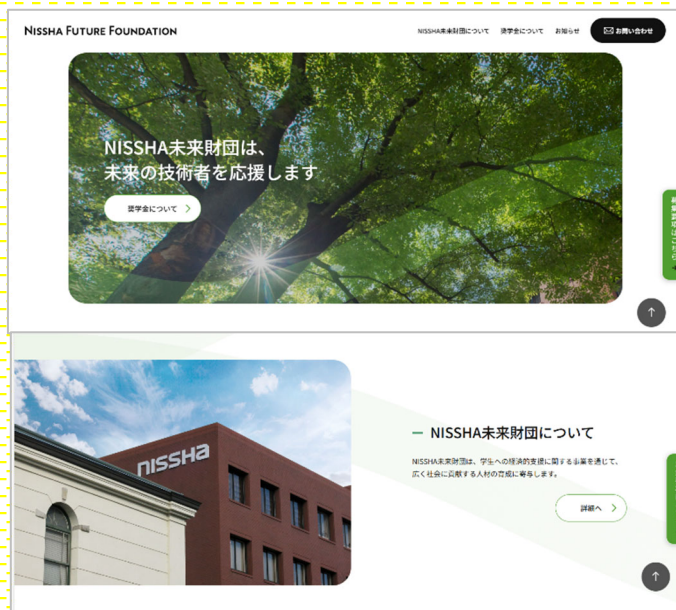
## 【主な事業(令和8年3月現在)】

### (1)奨学金の給付

未来の技術者を目指す理工系学生が安心して学修や研究に取り組むための、返還不要の奨学金による継続的な支援

### (2)奨学生の交流事業

奨学生が分野を越えて語り合い学び合い、将来の社会や事業につながる視野を育む交流の機会の提供



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【法人HP】 <https://nisssha-future.org/>

# 公益財団法人鎌田記念財団(令和8年1月21日認定)

## 【事業目的(定款内容)】

物流・ロジスティクス分野を志す国内の大学生及び大学院生に対し、経済的理由で学びを断念することのないよう奨学金を支給し、次世代の産業を担う人材の育成と社会全体の発展に寄与することを目的とする。

## 【主な事業(令和8年2月現在)】

「学びたい」を、あきらめない選択肢。物流・ロジスティクスを学ぶ学生に返済不要の奨学金を給付し、進学・研究の挑戦を支援しています。

意欲と可能性を出発点に、経済的事情に左右されない学びの機会の提供、次世代の専門人材を育み、物流の進化と暮らしや産業を支える基盤づくりに貢献します。



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【法人HP】 <https://kamatamemorial.org/>

# 公益認定申請・法人運営等、公益信託に係る相談について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）並びに公益信託制度についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

## ■ 公益認定申請・法人運営、公益信託に関する内閣府相談窓口

### ■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請及び公益信託に着手されようとする一般社団法人及び一般財団法人等を対象に窓口相談を実施しています。

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

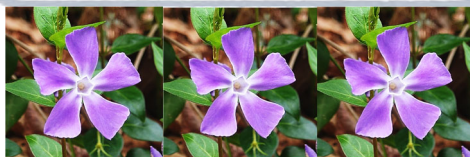
電話 03(5403)9669

### ■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営、公益信託制度に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



### ■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9527

平日 9時～12時

13時～17時30分

(12時～13時は対応していません。)

## ■ 公益認定申請及び公益法人の運営等に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による無料の相談会を毎年度開催しています。

令和7年度については、対面方式を8回（東京都3回、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県各1回）、オンライン方式を7回、計15回開催しました。

令和8年度については、詳細決定次第、本日より等を通じてお知らせいたします。

今後のスケジュール、開催地等の詳細は、

公益informationホーム→「委員会等からの情報を知る」→「各種イベント等のお知らせ・スケジュール」→「セミナー、相談会、フォーラム」

## ■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」<<https://www.koeki-info.go.jp/>>について

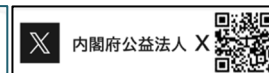
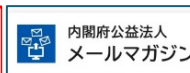


各ページ右上の「電子申請窓口」からログインできます。

公益法人制度、公益信託に関する各種情報を掲載しています。  
個別の公益法人の検索もできます。



是非、YouTubeご覧ください。



各種SNS・メールマガジンで、公益法人・公益信託に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先  
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555